処分の概要	許可の取消し
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町役場庁舎管理規則 第8条第3項
例 規 番 号	昭和48年規則第16号

【基準】

第8条及び柴田町暴力団排除条例第6条の規定による。

(許可条件等)

- 第8条 町長は、前3条の規定により許可申請書の提出があったときは、これを審査し、支障がないと認めたときは、許可証(様式第4号)を申請者に交付するものとする。
- 2 町長は、前項の許可をする場合において、必要な条件を付し、又は指示することができる。
- 3 町長は、第1項の許可を受けた者がその許可内容に相違した行為をし、又は前項の条件若し くは指示に違反したときはその許可を取り消すことができる。

(公の施設における措置)

第6条 町長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例(平成21年柴田町条例第27号)に定めるもののほか、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができるものとする。

備考